参考資料　1

甲賀市・湖南市
「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」
策定に係る提言書

令和8年8月

甲賀地域障害児・者サービス調整会議

― 目 次 ―

Ⅰ.本提言書の主旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ.各部会･検討会･プロジェクト会議の概要について ・・・・・・・・・・ 2

Ⅲ.各専門部会･検討会･プロジェクト会議からの提言内容

1 精神障害者部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 進路調整部会(福祉的就労対策検討会) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3 重心対策部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4 発達支援部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

5 就労支援部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

6 相談支援事業ネットワーク部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

7 居住部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

8 甲賀圏域高次脳機能障害連絡調整会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

9 子どもの支援連絡会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

10 地域生活支援拠点等事業運営委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

11 行動障がい支援検討会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

12 総 括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

本提言書の主旨について

甲賀地域障害児・者サービス調整会議（以下、サービス調整会議）は、「ひとりの不安をひとりだけの不安にしない」をテーマに、障がいのある人やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し平成 7 年に設置され、福祉、教育、保健、医療、行政など、現在約130の機関・団体にて構成されています。

サービス調整会議では、個別の相談支援等を通じて把握した障がいのある人やその家族が抱える生活課題を甲賀地域における地域課題として集約し、7つの専門部会と 4 つの検討会・プロジェクト会議を中心に地域課題解決に向けて取り組んでいるところですが、この度、甲賀市と湖南市において「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定が行われるにあたり、サービス調整会議のこれまでの実践を反映いただきたく、提言書を作成いたしました。

本提言書は以下の 3 つの視点でまとめています。

① 3 年間（令和6年度～令和8年度）の各会の主な取り組みや成果

② 現行障害福祉計画等に対する評価（できていること、できていないこと）や意見

③ 次期、障害福祉計画等に対して提言したい内容

また、現在甲賀地域が抱えている地域課題を解決するため、また次の時代に必要と思われる方策などを含めており、これまでのサービス調整会議の実践を集約した内容になっておりますので、是非、甲賀市・湖南市の障がい福祉計画等に反映していただきますようお願い申し上げます。

令和8年8月

甲賀地域障害児・者サービス調整会議事務局

甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター

甲賀地域障害児・者サービス調整会議　各部会等の概要

名称	頻度	構成機関	主なテーマ・目的
精神障害者部会	3回/年	市障害福祉担当課、保健所、精神保健福祉センター、就労継続支援（B型）事業所、生活訓練事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、働き暮らし応援センター、グループホーム運営法人、精神科病院	地域包括ケアシステムの整備の向けた検討 ピアサポートに関する体制整備 人材育成研修等の検討。
進路調整部会	4回/年	特別支援学校、障害児入所施設、就労移行支援・就労継続支援（B型）・生活介護・生活訓練事業所、県健康福祉事務所、市障害福祉担当課、働き暮らし応援センター、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター	卒業・卒園予定者の進路活動経過報告 圏域の各事業所の利用者数（変動）の共有 福祉事業所合同説明会の実施
重心対策部会	年数回	市障害福祉担当課、保健所、生活介護事業所、重症心身障害児者ケアマネジメント支援事業　コーディネーター、居宅介護事業所、訪問看護ステーション、当事者団体、委託相談支援事業所	重症心身障害児・者、医療的ケア児・者の支援に関する課題整理と対策検討
発達支援部会	4回/年	保健所、市発達支援室・課、市障害福祉担当課、市学校教育担当課、市児童福祉担当課、市健康政策・健康推進課、特別支援学校働き暮らし応援センター、生活訓練事業所・就労継続支援（B型）事業所、グループホーム運営法人、基幹相談支援センタ、委託相談支援事業所	ここあいパスポートの活用について 乳幼児期から成人期への連携強のための課題検討 個別支援に係る中高引継ぎ会の実施
就労支援部会	2回/年	圏域内外の就労支援事業所、福祉行政機関、商工労政機関、教育機関、相談支援事業所、基幹相談支援事業所等	障がい者の就労を支える人づくり 福祉就労をしている一般就労希望者への支援 当事者向け研修会（ジョブガイダンス）の実施
相談支援事業ネットワーク部会	奇数月	委託相談支援事業所、指定特定相談支援、指定障害児相談支援事業所、働き暮らし応援センター、成年後見センター、基幹相談支援センター	甲賀圏域の相談支援体制に関する課題整理 相談支援従事者のスキルアップ 市障がい福祉課との連携、情報交換
居住部会	4回/年	障害者入所施設、グループホーム運営法人、市障害福祉担当課、県健康福祉事務所、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所	入所施設およびグループホームの支援課題について グループホーム情報シートの整理 居住サポート会議の実施
甲賀圏域高次脳機能障害連絡調整会議	随時	通所事業所、県立リハビリテーションセンター、県高次脳機能障害者支援センター、基幹相談支援センター	高次脳機能障害に関する理解啓発、研修会の実施。
子どもの支援連絡会	年3回	放課後等デイサービス事業所、基幹相談支援センター	放課後等デイサービスの事業運営に関すること 障害児支援に関する研修会の実施
地域生活支援拠点等事業運営委員会	奇数月	両市障がい福祉課、拠点マネジャー（4センター）、基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等事業推進のための取り組み 緊急時および体験に関する支援に関する評価検証 人材確保・育成に関する取り組み
行動障がい支援検討会	随時	生活介護事業所、委託相談支援事業所、働き暮らし応援センター、行動援護事業所	行動障がいに纏わるケース検討の実施。 支援者のスキルアップ研修の実施

1　精神障害者部会

この３年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
・　令和６年度の取り組みとして長期入院者の地域移行を目的として、水口病院内において入院患者と地域で生活されている当事者との患者交流会を行いました。参加した入院患者４名のうち、２名がしろやまコミュニティハウス体験へと繋がりました。また、精神障がいのある方や支援者が、地域で利用できる福祉や医療サービスを知るきっかけづくりとして、社会資源を掲載したデータブックを作成し、圏域内医療機関や支援機関へ配布しました。作成過程を通じて支援機関との新たな連携が生まれました。地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和６年度甲賀地域精神保健福祉チーム会議（中核的人材）にて整理した課題をもとに、令和６年度よりロジックモデルを活用し、事務局を中心に検討を重ねています。 ・　令和７年度は、精神障がい者が住みなれた地域で本人の望む生活を送るための２つの要素について検討しました。１つ目は、当事者の活躍できる場や居場所づくり、地域住民への精神障がいに対する普及啓発について。検討の結果、地域で現在取り組まれている活動や事業と協働することで、交流の機会や理解促進につながるのではないかという考えをまとめることができました。２つ目は、本人が適切な医療や支援に繋がる仕組みづくりについて。具体的な方法として、クライシスプランの活用や、普及啓発が部会内で挙げられました。クライシスプランを用いることで、本人や周囲の支援者・家族が精神状態を共通の視点で把握できることで精神的不調が悪化する前に相談や医療受診に繋がることができる、また、支援者間の円滑な連携にも繋がることができるのではないかという意見が挙がっています。 ・　令和８年度は、まず支援者に対しクライシスプランの普及啓発や活用のメリットを感じてもらうことを目的として、研修を実施する予定である。研修実施後は、地域での実践的な活用に向けた具体的な方法を、引き続きロジックモデルを用いて課題を整理しながら仕組みづくりに向けた検討を行っていく予定です。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
・　精神障がい者部会や中核的人材の取り組みを通して医療と福祉関係者との横のつながりが構築されつつあります。 ・　にも包括の構築に向け、ロジックモデルを活用しながら地域課題の整理を行った。整理をもとに地域で実施している施策と今後実施が必要な施策について継続して検討を行うことができています。
できていないこと・達成できていないこと
□　誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる （甲賀市基本方針 1「保健、医療」、湖南市目標 3 施策 11「保健、医療の充実」） ・　安心して地域生活を送るためには、精神的不調を感じた時に、必要な治療・相談につながることができる仕組みづくりが必要です。甲賀地域には精神科病院が少なく、初診や継続受診の予約が取りづらい、病院に行く手段が少ないという課題があります。また、当事者本人や家族・支援者が本人の精神状態の変化に早期に気づくことが難しく、状態が悪化し入院に至ることがあります。 ・　病院で作成したクライシスプランなど、本人の状態を可視化するツールについて、地域の支援機関との共有・連携が十分でなく活用できていない現状があります。 （湖南市目標 4 施策 10「その人らしい生活を支える暮らしの場の確保」 ・　日中支援型を含めたグループホームが少ない、家族の受け入れや地域住民の理解が難しく、長期入院者の退院・地域移行が進みにくい現状があります。 ・　地域移行を進めるうえで、活用できる地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等のサービスについて、利用できる事業所が少なく、実績も少ない現状があります。 □　社会参加の場 （甲賀市基本方針 4「障がいのある人の自己実現と社会参加」） （湖南市目標 4 施策 13「ふれあい・交流による支えあいの関係づくり」） ・　各地域において精神障がいに理解があり、当事者が活躍できる場やほっとできる居場所、当事者としての力を発揮できる地域づくりが必要です。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について
□　保健、医療 ・　病状悪化の早期発見・早期治療につなぐこと、また長期入院者が地域移行していく際にも医療機関と地域の支援者が本人の状態を共有しながら円滑な連携ができ、精神的な不調に至るまでに予防的な支援や治療につなぐため、ご本人だけでなく家族・支援者がご本人の平時と不調時の状態を共有・可視化できるツール（クライシスプラン）が活用できる地域づくりに取り組んでください。 □　精神障がいの理解・普及啓発 ・　現在国では、『心のサポーター』を増やすことを目標とされ、各地域で研修等の取り組みが行われつつあります。地域によっては精神障がいに対する偏見や誤解の解消に向け、講座・研修などの参加を募るだけではなく、既存集落や、新興住宅地といった地域ごとの特性を踏まえた普及啓発が必要です。社会参加できる場や家以外に過ごせる居場所づくりを進めるとともに、『心のサポーター』に限らず、当事者の地域生活を見守り支える人材を増やしていくため、精神障がいへの理解を深めるための普及啓発活動の推進が必要です。 □　精神障がいにも対応した地域包括支援ケアシステムの構築『にも包括』 ・　これまで『にも包括』構築に向け、現場から見える課題や課題解消に向けた取り組み、具体的な目標等の整理を進めてきました。長期入院者の地域移行推進に向けた地域移行支援や地域定着等のサービス活用やピアサポーターの養成、今後も福祉分野に加え、医療、保健・行政、地域住民等多様な主体が一体となって支える地域づくりに向けて引き続き協議・推進を行っていく必要があります。

2　進路調整部会

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
本部会は、「特別支援学校及び児童施設の卒業・卒園生等の進路希望の動向把握や進路支援についての進捗の共有、進路についての見通しを立てることにより、地域の進路支援の充実を図る」ことを目的に運営しています。この 3 年間、進路に関する情報や実習に向けての情報共有がスムーズに部会員の皆さんに適切なタイミングで共有できるような仕組みを作れるよう、部会運営を心掛けました。下記の４点について運営の軸として部会員と確認・共有をしています。 □　進路希望の動向把握と見通しの策定 ・　特別支援学校及び児童施設の卒業・卒園生等の進路希望の動向把握や進路支援についての進捗を共有し、進路についての見通しを立てることで、地域における進路支援の充実を図りました。 □　進路活動経過の報告 ・　各教育機関等から部会員へ「卒業・卒園予定者の進路活動経過」を定期的に報告し確実な情報共有を行いました。 □　事業所資源の共有 ・　各福祉事業所から部会員へ「圏域の各事業所の利用者数（変動）について」の情報を共有し、地域の受入枠の現状を把握しました。 □　福祉的就労対策検討委員会との連動 ・　「福祉事業所合同説明会」を実施し、進路選択を検討する上で欠かせない過程（「場」）の一つとして定着をしています。特別支援学校の保護者や関係者など多数（100 名弱）の参加があり、アンケートからは「進路選択の拡がり」や「通所事業所の理念・活動の理解」に繋がっていることが伺えました。これにより、教育機関と通所事業所等の「横のつながり」が生まれ、圏域の状況を的確に把握できる機会になっています。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
□　福祉事業所合同説明会の定着 ・　本人や保護者が進路先の情報を得るための重要な機会として定着し、教育機関と通所事業所の間で「横のつながり」を強固に構築することができました。 □　情報共有体制の確立 ・　学校生活から就労・社会生活への安全な切り替えに向けて、卒業・卒園予定者の経過や事業所の空き状況を部会内で的確に把握・共有する仕組みが機能しています。
できていないこと・達成できていないこと
□　生活介護事業所の不足と定員超過 ・　圏域内では新規の生活介護事業所の開設が進んでおらず、既存事業所への利用希望が集中しています。特に強度行動障害など行動面で手厚い支援を必要とする方を受け入れられる事業所では定員超過が生じており、利用ニーズに対応できる受け入れ体制の整備が追い付いていません。 □　就労選択支援事業所の少なさ ・　圏域に１か所しかない就労選択支援事業所に利用依頼が集中しており、希望者の増加に伴い当該事業所の負荷が過大になっています。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について
□　行動点数が高い方の進路希望実現に向けた環境整備と人材確保 ・　福祉的就労や生活介護への進路希望において、特定の事業所への集中や「定員超過」「送迎課題」により希望する進路先を利用できない現状を改善してください。 ・　「生活介護」における受入余裕の確保や人材不足の解消を具体的に進め、圏域外への利用調整を減らす取り組みをお願いします。 □　地域課題解決のための具体的取り組みの推進と成果のフィードバック

・　サービス調整会議等で抽出された課題（定員超過、送迎課題など）に対し、どのようなビジョンで改善に取り組むのか、施設整備を含めた具体的かつ計画的な動きを明示してください。 ・　負荷が大きくなっている就労選択支援について、実施事業所の拡充や調整を図り、本人の能力に応じた適切な進路選択の幅を広げられるよう体制を見直してください。

資料1

令和8年度　甲賀圏域　通所事業所　状況

2026.6月時点

湖南市

事業所名	就労継続A型		就労継続B型		就労移行		就労定着		生活介護	
	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員
しあわせ作業所			26	20						
バンバン			8	10					37	30
いしべ共働作業所			10	20						
さつき作業所									28	30
うみとそら			19	20						
エルディ	3	10	20	30					2	6
ワークステーション虹			35	20						
ごまめ			4	14					2	6
こけっこ湖南			6	20						
落穂寮									8	10
ウェルメント湖南	20	34								
働き教育センター湖南			9	10	6	10	13	20		
十二坊デイサービス（共生型）									共生型（30）	
	23	*44*	*137*	*164*	*6*	*10*	*13*	*20*	***77***	***82***

甲賀市

事業所名	就労継続A型		就労継続B型		就労移行		就労定着		生活介護	
	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員
やまなみ工房			29	25					63	55
ゆとりあ			51	20						
”COCCALA（コッカラ）”			2	20						
甲賀福祉作業所			29	34						
さわらび作業所			15	20						
第2さわらび作業所									25	20
スポットライフいろは									11	26
ウェルメント甲賀	48	20								
ウェルメント甲賀2	32	20								
ウェルメント甲賀3			37	20						
共働事業所けいかん	4	10	13	10						
福祉事業所春の日	34	20		10						
ワークショップ水口			23	20						
サニーサイド			40	40						
ここねっとふれあい農園			10	10					2	6
つちやま福祉作業所			18	20						
障がい者支援センターかがやき									29	20
ワークセンター紫香楽			20	19					21	15
信楽くるみ作業所			20	20						
アイ・コラボレーションしがらき			10	20						
陽暖			2	20						
	118	70	319	328	0	0	0	0	**151**	**142**

3　重心対策部会

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
・　平成 26 年に部会でアンケート調査（77 名を対象に実施）を実施しましたが、それからちょうど 10 年が経過し、対象者の変化（対象者数など）や制度面の変化（医療的ケア児者への配慮）、圏域の支援状況なども変化していることから、改めて甲賀地域における重症心身障がい児・者および医療的ケア児童を対象とした実態調査を実施することを決定し、調査内容の検討を行いました。特に今回調査では、未就学児と学齢期と成人期に設問内容を分ける、介護者にかかる設問では就労状況と就労意向の確認、二人目、三人目の介護者の状況について確認、災害時・緊急時の対応状況の設問項目を設ける、各設問に自由記述欄を設ける、などより詳細に実態や当事者意見が収集できるようにしました。令和 7 年 12 月に 73 名に調査票を一斉配布し、令和 8 年 1 月に 52 名より回答を得ることができ、その結果を集計し調査報告書を作成しました

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
□　日中活動の場の保障 ・　かがやきが整備されたことにより、支援学校卒業後の重心の方の過ごしの場は一定確保できており卒業生の順次の受入れが進められています。また通所利用者においては入浴機会が一定確保されました。 □　学齢期の放課後の場の保障 ・　圏域に重心児・医療的ケア児に対応する放課後等デイサービスが複数ヵ所整備されたことにより放課後の過ごしの場は一定確保できています。また、入浴にも対応可能な放課後等デイサービスにより自宅外での入浴の機会も一部確保されました。 □　実態調査の実施 ・　現状に則した課題やニーズを把握するための実態調査が実施されました。 □　災害時の個別避難計画 ・　重心児・者における災害時個別避難計画の策定がスタートしました。
できていないこと・達成できていないこと
□　相談支援体制と情報提供の課題 ・　未就学児において、福祉サービス利用に伴う計画相談を利用している保護者とそうでない保護者との間で、相談できる環境に大きな差が生じています。また、居宅介護などの福祉サービスの利用が成人期に集中しており、未就学児および学齢期への支援に係る情報提供が行き届きにくい状況です。 □　介護者負担の課題 ・　主たる介護者（主に母親）の介護負担が非常に重く、母親以外の二人目の介護者がいない家庭が 20%、三人目の介護者がいない家庭が 75%に上り、母親によるワンオペ状態および医療的ケアも含めた過重な介護負担が発生しています。 ・　世代を問わず、自宅や自宅以外も含めた入浴介護について最も負担感が高くなっています。 ・　通院先が様々な理由により甲賀圏域から遠方となる県立総合病院に集中しており、通院時の移動に大きな負担が発生しています。 ・　医療的ケアを必要とする利用者の短期入所（医療型短期入所）およびレスパイト入院の受け皿がびわこ学園、県立総合病院、紫香楽病院と限定的であり、希望する日程での受入れも難しい状況です。また、圏域から遠方となる受け入れ先への送迎体制（事業所等による送迎）が確保できていません。 □　療育等日中活動の場の課題 ・　医療的ケア児や重心児において、看護師配置の問題により地域の療育の場（児童発達支援）を利用できず、結果として遠方の施設を利用するか、利用を諦めざるを得ない現状があります。

・　成人期の通所施設利用後の時間帯や週末等における日中一時支援事業所が不足しており、養護学校卒業後に保護者がこれまでの就労形態を変更（縮小）せざるを得ない状況が発生しています。
・　かがやきが整備されたことで養護学校卒後の受け皿は確保されたものの、利用者にとってはかがやき以外に選択肢が無い状態にあります。また、かがやきにおいても想定より早い段階で受入れ可能な限界を迎えることが予測されています。
・　児童発達支援の利用において母子通所が基本となっていることが母親の負担感につながっており、母子分離型の利用を望む声があります。

□　医療的ケア児等コーディネーターの課題
・　研修を修了した医療的ケア児等コーディネーターが複数名いるものの情報を共有する場がなく、その知識や経験を十分に生かす場や明確な役割が無い状態になっています。

□　災害時個別避難計画の進捗に係る課題
・　災害時における個別避難計画の策定において、調査時点で未作成が 7 割を占めています。併せて、福祉避難所に整備された機能なども含め、災害時避難にかかる情報が行き届いていません。

□　グループホームの必要性に係る課題
・　他圏域では重心者や医療的ケア者に特化したグループホームの整備が進んでいますが、甲賀圏域における具体ニーズや、将来の住まいとして希望する利用者の状態像・希望事項などの実態把握ができていません。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

□　相談支援体制の充実と情報提供の強化
・　未就学期における早期の相談支援の介入を行うことで、将来的な不安解消、サービス利用への提案を実施できる体制整備のための施策が必要です（医療的ケア児等コーディネーターの配置）。
・　重心児者、医療的ケア児者が利用できる福祉サービス等の内容や利用の方法、利用のための相談窓口などの情報を確実に届けるための手立てが必要です。

□　介護者負担を軽減するための取り組みの推進
・　身近な児童発達支援事業所で医療的ケア児、重心児の利用が可能となるよう、手厚い看護師配置および受入体制の整備が必要です。
・　医療型短期入所およびレスパイト入院が身近な地域で一層に利用できるよう、地域の医療機関等に対して重心児者の受入れについての働きかけが必要です。
・　圏域外の遠隔地にある専門医療機関への受診に際し、通院等乗降介助における家族の同乗など、介護者の移動にかかる負担軽減のための手立てが必要です。通院等乗降介助を希望する日に利用できるよう、提供可能な事業所を増やすことが必要です。
・　成人期における通所施設利用後のサービス利用について、日中一時支援事業等を実施する事業所を拡充することで、学齢期に放課後等デイサービスを利用してきた介護者の生活スタイル（とりわけ就労形態）を保障していく必要があります。
・　世代を問わず最も負担感が高いことを確認した入浴介護について、自宅における介護用具の導入や住宅改修についての情報の提供と共に導入にかかる費用（とりわけ費用負担額が高額となる用具等）への新たな助成等についての施策への反映、自宅以外の場所での入浴サービスの利用、訪問入浴の上限回数の見直し等、利用者ニーズに対応した柔軟な施策が必要です。

□　医療的ケア児等コーディネーター（研修修了者）の圏域における専門性の発揮
・　医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確にし、圏域おいて効果的な運用が行えるよう整備を進める必要があります（市委託によるコーディネーター配置事業の実施など）。

□　災害時個別避難計画策定の一層の推進

・　災害時における「現実に即した個別避難計画」の策定を、各関係部署間の連携の下で、早急に進めていく必要があります。災害を想定した実動訓練（避難訓練）を計画、実施が必要です。

□　重心特化のグループホームの必要性についての研究

・　他圏域においてその整備が進んでいる中、甲賀圏域における重心者および医療的ケア者に特化したグループホームの必要性について、そのニーズおよび実態をしっかりと把握して検証する取り組みが必要です。

４　発達支援部会

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
当部会は、乳幼児期から成人期にいたるまでのライフステージの移行期における地域課題の解決に向け、以下の３つの取り組みを進めています。 □　生涯を通じ、一貫した支援体制の構築（個別支援情報の引継ぎ会議） ・　毎年度３月に、甲賀地域の中学校卒業生にかかる個別支援情報の引継ぎ会議を開催しています。圏内外の高校と各中学校の特別支援教育コーディネーター等がブース形式で対面し、ライフステージに応じた支援経過を伝達しています。これにより、中学校から高校への引継ぎだけでなく、その先の進路先へと適切な支援を途切れさせずにつなぐ確実な成果が得られています。 □　ここあいパスポートの普及、支援資源マップの周知 ・　乳幼児期から支援をつなぎ、ライフステージが変わっても一貫した支援を行うことについて、学習会を定期的に開催してきました。教育、保育、福祉から多様な専門職が共通認識を形成するとともに、「ここあいパスポート」の普及啓発を行いました。 ・　状況や相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう、地域の資源状況を的確に把握するための可視化ツールとして、「資源マップ（青年・成人期の発達障がい者を支える地域支援）」の修正、見直しを重ね、関係機関への周知を行いました。 □　発達障がい支援に関する学習会の開催 ・　就労、不登校、ひきこもり、二次障害、複合的な課題を抱える世帯支援など、発達障がい支援にまつわる様々なテーマを取り上げ、外部ゲストを招き学習会・意見交換を行いました。Ｒ７年度には、ペアレントメンターを招き、家族支援をテーマに学習会・意見交換を行いました。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
□　一貫した支援体制の構築 ・　両市では、乳幼児期からのアセスメントや個別の指導計画・移行支援計画が就学時に適切に引き継がれる仕組みが整っています。当部会で取り組んでいる中学校卒業時の高校への引継ぎ会議により、高等学校と対面でのやりとりをすることが、入学後のスムーズな連携と支援に役立てられているとの評価を得ています。 □　ここあいパスポートの普及 ・　部会でここあいパスポートを毎回話題に取り上げており、認知は広げられており、最近は放課後等デイサービス事業所でも活用する意識づけができています。 □　研修会の開催 ・　発達支援部会で開催する研修は、湖南市・甲賀市の教育委員会を通じて各学校へ周知がなされ、教育関係者の参加率も高くなっています。ひきこもり、強度行動障害、精神疾患の併発、家族の理解や当事者の自己理解の課題など、成人期において支援が困難である事例の多くは児童期からの理解や支援が重要です。そのため、教育分野の先生方とともに学び、意見交換を行うことで、特性に合わせた一貫・統一した支援が実現しやすくなると考えます。
できていないこと・達成できていないこと
□　一貫した支援体制の構築について ・　中学卒業後の進路として、県外の通信制高校など選択肢は広がっています。すべての学校に支援情報を引継げるよう参加を呼び掛けていますが、遠方のため実現できていない学校もあります。 □　ここあいパスポートについて ・　毎年担当者が変わるため、定期的に話題に取り上げることが大切です。また、ここあいパスポートの活用状況を長期的にフォローできない場合が多く、成果がみえにくいことが課題としてあげられています。 □　家族支援について ・　家族支援の取り組みとして、湖南市・甲賀市ではペアレントメンターを養成しています。毎年メンター登録者が数名増えてきていますが、今のところ、活動の機会は非常に限定的です。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について
□　支援の引継ぎに加えて日々の連携について ・　甲賀圏域では、ここあいパスポートや中学校卒業時の引継ぎ会議等、支援情報を引き継ぐシステムが定着しています。各ライフステージを支援する機関が、生涯を通した視点をもって、支援計画を作成し、支援を実践することが大切です。日々の関係機関の連絡調整や連携、定期的なケース会議の開催など他機関連携をさらに進めることが求められます。 □　家族支援のさらなる充実 ・　ペアレントメンター、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなど家族支援の取り組みが実施されています。家族・保護者が早期から障害特性を理解し、子育てにまつわる様々な不安や悩みを相談して解消できる仕組みが求められます。これらの取り組みについて教育・福祉分野で認知が広まっておらず、また、ご家族においてもそのようなサポートが受けられることを知らない方が多いのが実情です。困ったときに気軽に相談でき、安心して子育てができるような地域づくりができるよう仕組みを整えてください。

5　就労支援部会

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
□　人づくりと一般就労への支援
・　「障害のある方の就労を支える人づくり」および「福祉就労から一般就労を希望する方を支えること」を軸に活動を行いました。就労意欲の向上につながる取り組みとして、部会において情報共有や課題抽出を実施しました。また、ジョブガイダンスや企業見学等を通じて、就労系サービス事業所から企業就労へつながる支援を行いました。
□　就労選択支援事業への対応
・　令和 7 年度から開始された就労選択支援事業に向け、最新情報を共有しながら、圏域内でどのように仕組みを構築するか協議を重ねてきました。就労選択支援事業に関する参入意向調査等を実施し、課題の把握を行いながら、圏域としての就労選択支援事業の体制づくりを進めました。
□　事務局会議による課題整理と報告
・　月 1 回の事務局会議において、地域の雇用状況、学校の進路状況、在宅者および各施設利用者の就労状況を把握し、就労に関する課題の整理を行いました。令和 7 年度より開始された就労選択支援事業については、就労選択支援調整会議を事務局が担うこととなり、その進捗状況を自立支援協議会へ報告しました。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
□　働く場の確保
・　就労継続支援 A 型事業所の充実により、地域内で働く場が増え、障害のある方が身近な地域で働く機会を得られています。
□　障害者雇用への関心の高まり
・　障害者雇用率の上昇に伴い、企業側の障害者雇用への関心が高まっています。地域企業の理解が進み、雇用の門戸が広がりつつあります。
□　企業就労への移行実績
・　就労系サービス事業所やジョブガイダンスの取り組みにより、継続就労に向けた支援が一定程度進んでいます。毎年数名が企業就労へ移行しており、地域の支援体制が成果を上げています。
□　直接交流の機会とハードルの低下
・　障害者合同面接会や企業説明会が身近な場所で開催され、企業担当者と直接会う機会が増えたことで、就労意欲の向上、企業理解の促進、実際の企業就労への移行といった効果が生まれています。特に昨年度から説明会形式となったことで、より気軽に企業と接点を持てるようになり、就労へのハードルが下がっています。
できていないこと・達成できていないこと
□　就労移行支援事業所の減少と、就労選択支援事業所の不足
・　就労継続支援 A 型事業所の増加に対し就労移行支援事業所は激減しており、「企業就労を目指すための訓練の場」が地域内で不足しています。他圏域の事業所を利用する際は交通費が自己負担となるため、経済的・時間的な負担が大きくなっています。
□　企業就労への移行機会の減少
・　事業所の方針によっては、事業所内就労にとどまり、企業就労への移行が進みにくい状況が見られます。また、特定相談支援事業所が少なくセルフプランが増加しているため、ご本人の希望や適性を丁寧に聞き取る機会が不足しています。
□　発達障害・精神障害・手帳未取得者への支援の遅れ
・　潜在的な支援ニーズが増加していますが、既存の制度では支援につながるまでに時間がかかっています。支援につながる前に失敗体験を重ねて生きづらさが増してしまったり、二次障害に陥ってしまったりするケースが多く見られます。関係機関の枠を超えた連携や、早期に受け止める相談機関が不足しています。
□　交通手段の不足による就労困難
・　両市とも、自家用車がないと通勤が難しい地域特性が見られます。公共交通機関の減便（特に昼間）が進んでおり、通院後の出勤や短時間勤務が困難になっています。

□　企業側の受け入れ体制の不十分さ

・　障害者雇用率は上昇していますが、未達成の企業も依然として多い状況です。発達障害や精神障害の特性理解、合理的配慮が不十分な企業が多く、離職率の高さや定着の難しさにつながっています。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

□　就労移行支援の再構築と、就労選択支援事業所の確保

・　地域内における就労移行支援事業所や、就労選択支援事業所の確保・誘致を進めるべきです。

□　計画相談支援体制の強化

・　特定相談支援事業所の増加や相談支援専門員の育成を進め、セルフプランに依存しすぎない仕組みを整える必要があります。これにより、ご本人の希望や適性を丁寧に把握し、企業就労への道筋を明確にする支援が求められます。

□　発達・精神障害者、手帳未取得者への早期支援

・　いわゆる「グレーゾーン」も含めた早期相談窓口の設置や、関係機関を横断した支援体制（医療・福祉・教育・企業）の構築が必要です。失敗体験を重ねてしまう前に、早期に支援へとつながる仕組みを整える必要があります。

□　交通支援の充実　交通手段の確保

・　地域交通の減便に対し、コミュニティバスの増便や通勤支援タクシーの導入、企業との送迎連携など、就労を継続できる交通手段の確保が求められています。

□　企業への支援と啓発（研修と支援体制の強化・雇用率未達成企業へのアプローチ）

・　企業向けの合理的配慮研修や、発達・精神障害の特性理解研修を強化する必要があります。あわせて、ジョブコーチ支援の拡充や、企業内支援者の育成を進めていく必要があります。

・　障害者雇用率が未達成の企業への働きかけを強化し、雇用の質と定着率を高める施策を推進する必要があります。

□　地域特性を踏まえた支援体制の再構築

・　甲賀市・湖南市では、働く場は一定程度整いつつあるものの、「企業就労につながる支援」と「働き続けるための環境」に大きな課題が残されています。特に、就労移行支援、就労選択支援事業所の不足、相談支援体制の弱さ、交通手段の不便さ、企業側の理解不足が職場の定着を妨げています。今後は、地域特性を踏まえた支援体制の再構築と、ご本人の希望を中心に据えた支援の強化が求められています。

6 相談支援事業ネットワーク部会

この 3 年間(令和6年度～令和8年度)の各会の主な取り組みや成果について
当部会では、相談支援体制の強化と地域課題の可視化を最優先事項として活動してきました。 □ 「複数事業所による協働体制」の構築と運営 ・ 小規模な特定相談支援事業所が孤立せず安定的な運営を実施することを目的とした「複数事業所による協働体制」が制度化され、甲賀圏域初となる協働体制事例が部会で報告されました。増収効果、有事の際の相互バックアップ、事例検討を通じたスキルの向上といった成果が共有されました。 □ 地域体制強化共同支援加算を活用した地域課題の抽出 ・ 計画相談支援担当者が協議会に対してケース報告を行う「地域体制強化共同支援加算」の運用を開始しました。これにより、困難事例から見える社会資源の不足や制度の狭間などから見える地域課題を専門職同士がグループスーパービジョン形式で共有し、地域全体で把握するスキームを確立しました。 □ 行政との対話による支給決定・事務手続きの適正化 ・ 甲賀市・湖南市障がい福祉課との意見交換を年1回実施しました。特に、移動支援や日中一時支援への移行(いわゆる甲賀ルールの見直し)に伴う現場の混乱を防ぐための調整や、モニタリング期間変更時の事務手続きの簡略化、市としての支給決定の考え方など、現場の実情に即した柔軟な運用を求め、課題や認識を共有しました。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
□ 支援インフラの整備が維持・強化されています。 ・ 令和 2 年度に面的整備型で開始した地域生活支援等事業の枠組みの維持および 4 つの委託相談支援事業所へ拠点マネジャーを配置するための予算措置を継続し、地域全体で緊急時対応を実施するための支援インフラは維持されています。 ・ 湖南市の発達支援システムや甲賀市の児童発達支援センターつみきの開所により、早期発見から就労期まで切れ目のない支援を行うための拠点機能が強化されました。 □ 基幹相談支援センターを核としたバックアップ体制が確立しています。 ・ 両市ともに基幹相談支援センターによる特定相談支援事業所への巡回訪問や専門的な助言体制が確立され、困難事例の共同検討などの相談支援事業所を孤立させない枠組みが運用されています。 □ 権利擁護支援における相談機能が定着しています。 ・ 権利擁護支援センターぱんじーへの相談件数は増加しており、成年後見制度の周知や申立支援など、判断能力が不十分な方を支える地域ネットワークの拠点として定着しています。
できていないこと・達成できていないこと
□ 人材確保策が不足しています ・ 相談支援専門員などの福祉人材不足という地域課題に対する直接的な解決策が見いだせていません。 □ 「望まないセルフプラン」が増加しています。 ・ 甲賀市における障害児相談支援のセルフプラン率は40%近く(厚労省調査より)にまで急増しており、希望しても適切なケアマネジメントを受けることができない状況が改善されていません。 ・ 特定相談支援事業所へのケース移管を進める、と現行計画には掲げられていますが、特定相談支援事業所の新設は見られるもののセルフプラン解消の抜本的な解決には至っていません。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について
次期計画では、支援を担う専門職が誇りを持って、持続可能な形で機能し続けられる環境づくりを最優先事項として掲げていただきたく、具体的な財政・制度面でのバックアップも含め、以下のように提言します。 □ 相談支援体制の持続可能性を担保する基盤構築を進めてください。 ・ 「複数事業所による協働体制」が経営の安定化や支援の質の担保に寄与することがこの 3 年間で実証されました。次期計画ではこのモデルを圏域の標準的なあり方として位置づけ、計画相談・委託相談(市町村障害者相談支援事業)・基幹相談が有機的に連動する体制を構築してください。

□　ケース移管を促進させ、委託相談事業所が本来業務に専念できる体制を作ってください。
・　市と基幹相談支援センターが主導し、具体的なケース移管のスケジュールとルールを策定しその進捗を計画の活動指標として管理するよう取り組んでください。
□　「望まないセルフプラン」となっている方へのマネジメントの標準化を進めてください。
・　セルフプランとなっている利用者（待機者）に対し、市・基幹相談支援センター・委託相談支援事業所による適切な支援の提供（状況把握・意向確認）などを行い、計画相談支援へのスムーズな移行を促すまでの空白期間を地域として支えるための具体的な仕組みを構築してください。
□　今後増加するであろう権利擁護ニーズに対応するための抜本的強化を行ってください。
・　成年後見制度の利用促進を実効性のあるものとするため、受任者の受け皿（市民後見人の養成・活動支援および法人後見の体制）の拡充を行ってください。また、相談支援専門員等が権利擁護ニーズを察知した際に専門機関（ぱんじー等）へ繋ぐための連携スキームの構築を進めてください。
□　ICT・AI 技術の導入に係る支援施策を作ってください。
・　相談支援業務の円滑化を阻害する要因の一つである膨大な事務負担を軽減することは、相談支援の本来の役割である「本人に寄り添い、丁寧な意思決定支援を行う」時間を確保することに繋がり、地域福祉全体の質的向上に直結します。限られたマンパワーを有効活用すべく、ICT・AI 技術の活用による効率化のための地域全体のデジタルインフラ投資を進めてください。

7　居住部会

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
□　「居住サポート会議」の設置 ・　三雲養護学校や近江学園等の卒業後、自宅以外の生活の場を希望しても甲賀圏域内で受け入れ先が見つからず他圏域や県外施設へ入所するケースが生じている現状があるため、特に調整が困難なケースについて行政や圏域内入所施設等が一堂に会する「居住サポート会議」を設置しました。本会議は、個別ケースの入所先を直接調整する機能を持つものではなく、住まいに関する課題を圏域全体の課題として捉え、関係機関が情報共有し今後の支援体制や地域資源の在り方について検討する場として位置づけています。結果、本会議でアセスメントを行った 2 名の方の内１名が圏域内での施設入所に繋がりました。 □　「甲賀圏域グループホーム情報シート」の作成と活用 ・　これまでグループホーム（以下、GH）については、運営法人や所在地、連絡先等の基本的な情報以外の詳細な情報については、各 GH 事業所へ個別に連絡し情報収集を行う必要がありました。そこで、居住部会に参画する GH の空室状況、建物の構造、支援の特徴、家賃を含む生活費等の情報を関係者間で把握できるよう「グループホーム情報シート」を作成し、Google ドライブにて圏域内の福祉関係者と情報共有できる仕組みを構築しました。これにより、相談支援専門員等が利用者の希望や障害特性、経済状況等に応じて住まいを検討する際に、必要な情報を効率的に収集し、比較・検討できるようになりました。 □　地域連携推進会議の円滑な実施に向けた情報共有と意見交換 ・　令和 7 年度から障害者支援施設および GH 事業所等における地域連携推進会議の開催が義務化されたことを受け、居住部会では、自治会、民生委員・児童委員、地域住民等の参画を得ながら、会議を円滑に開催するための方法について意見交換を行いました。各事業所における取組事例や地域との関係づくりにおける課題を共有し、地域住民等に施設や GH の役割、利用者の暮らし、支援内容について理解を深めてもらうための効果的な働きかけについて検討しました。 □　次期計画を見据えた新たな体制の構築と実践的な協議 ・　令和 8 年度から令和 10 年度までの「3 カ年計画」の始動に向け、次期計画の策定を見据えた新たな体制づくりと実践的な協議を進めています。特定相談支援事業所を対象としたニーズ調査や、受け入れが困難となった事例の検証を行うためアンケート項目の精査および設計について検討します。調査項目には、生活保護受給に伴う住まいや費用面の課題、家族の介護力低下等による在宅生活の限界、GH への緊急受け入れの実態などを盛り込む予定です。また、地域移行や利用者の高齢化・重度化への対応状況を把握するため、住まいの場を変更した事例、高齢者や認知症のある利用者への対応事例等について情報収集を進めています。あわせて、GH 等から一人暮らしへ移行するニーズについても、新たな調査項目として追加します。今後は、単に地域課題を抽出するだけでなく、調査結果や事例の検証を踏まえ、行政による必要な予算措置や事業につながる具体的な提言を行います。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
□　GH 事業所数の増加 ・　GH 事業所数について、この間に新規参入の事業所はありませんが既存の法人において事業所数の増加がありました。（※日中サービス支援型の参入はなかった。） □　障がい者福祉に関するアンケート調査の実施 ・　アンケート調査の実施により、障がい者の居住に係る課題の把握と整理が行われました。内容は以下の通りです。 ✓　親亡き後や介護者の高齢化、病気になった時に備えた平常時からの暮らしの場等の検討。 ✓　医療的ケアや重度行動障がい等により多くの支援を必要とする障がいのある人への対応を含め、緊急時に即応できる地域生活拠点の充実の必要性。
できていないこと・達成できていないこと
湖南市つばさプラン：施策１０「住まいの確保や地域移行の促進」、甲賀市生きがいプラン：基本方針５－１「福祉施設の入所者の地域生活への移行」において掲げられている目標値や環境整備が達成されていません。要因として以下の点が挙げられます。

□　空室があっても受け入れにつながらない状況

・　圏域内のグループホームに空室が存在していても、世話人や生活支援員等の職員不足、職員の高齢化等により、支援度の高い利用者を受け入れることができない状況があります。特に、夜間に世話人や支援員を配置できないグループホームでは、夜間支援を必要とする利用者の受け入れが困難です。このため、形式上は空室があるものの、実際には必要な支援体制を確保できず、入居につながらない状況が生じています。

□　重度障害者に対応できる住環境の整備が不十分

・　強度行動障害、重度障害、医療的ケア等の特性に対応できる住環境の整備が十分に進んでいません。強度行動障害のある人が地域で生活するためには、防音設備、個室化、動線の確保、建物の補強等、障害特性に応じた環境整備が必要ですが、設備改修に対する財政的な支援が十分ではありません。そのため、既存のグループホームでは必要な改修を行うことが難しく、本人の障害特性に適した生活環境を確保できない場合があります。

□　専門的な支援を担う職員の不足

・　強度行動障害や医療的ケア等に対応できる専門的な知識と技術を持つ職員が不足しています。特に夜間帯において、必要に応じて専門的な支援を行う生活支援員を柔軟に加配できる報酬上の仕組みが十分に整備されていません。このため、利用者の状態に応じた職員配置を行うことが難しく、事業所側が受け入れに慎重にならざるを得ない状況があります。

□　医療的ケアに対応できるグループホームの不足

・　甲賀圏域内には、医療的ケアを必要とする重度障害者に対応できるグループホームがなく、地域生活を支える受け皿が不足しています。喀痰吸引、経管栄養、夜間の健康管理等を必要とする人については、看護職員や研修を修了した支援員の配置が必要となりますが、現状ではその体制を確保できる事業所がありません。そのため、医療的ケアを必要とする人が地域での生活を希望しても、圏域内で住まいを選択することができず、他圏域や入所施設等を検討せざるを得ない状況です。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

□　高齢化・重度化・強度行動障害などに対応する住まいの確保

・　強度行動障害や医療的ケア、高齢化による身体機能の低下があっても、住み慣れた甲賀圏域内で暮らし続けられる住まいの確保が必要であり、以下の内容を次期計画に位置づけることを提言します。

- ✓　強度行動障害の専門的な支援技術を持つ生活支援員を夜間も配置できる独自加算の創設。
- ✓　防音や建物の老朽化、個室化などの環境整備への補助金等の支援。
- ✓　身体障害者の方向けのバリアフリー物件(エレベーター完備等)の確保に向け、公有地の提供、空き家活用、設備整備への補助金等の支援。
- ✓　高齢化に伴う医療的ケアや看取りの取り組みに対する加算の創設。
- ✓　入所施設が地域の「福祉避難所」としての役割を担っている実態を踏まえた、施設の老朽化・災害対策に伴う設備改修や移転への財政支援。

□　在宅限界世帯の事前把握と緊急受入体制の整備

・　家族の高齢化や 8050 問題により、親の入院や死亡等の緊急事態が生じた際に、速やかに受け入れられる体制を整備する必要があります。介護力低下のリスクがある世帯を平時から把握し、事前登録や体験利用、緊急対応計画の作成を進めるとともに、受入事業所への人員加配、報酬上の評価、空床確保への財政支援等を次期計画に盛り込むことを提言します。

□　地域移行においての本人意思の尊重

・　現行計画には地域移行の目標値が示されていますが、実際には自宅・グループホームへの移行は必要な設備整備不足等の課題があるために進まず、入所施設の入所者は増加している現状があります。これを踏まえ、移行先の環境整備とともに地域移行の定義について「入所施設からグループホーム・地域」に限定せず、グループホームから一人暮らしへの移行など、幅広い視点で捉える必要があると考えます。何よりも「本人の意思決定支援」を大前提とし、本人が希望する住まいの場や環境への移行であること、安心して次のステップに進むための仕組みづくりの推進を提言します。

8　甲賀圏域高次脳機能障害連絡調整会議

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
・　本会議では、医療・介護・障害の三分野における連携強化を主要課題として取り組みを進めてきました。高次脳機能障害者支援は制度の枠組みを超えた多職種連携が不可欠ですが、圏域内では障害福祉の支援を受けているケースが少ないこともあり、支援ノウハウの蓄積や連携、特に医療機関からの退院時の連携に課題がみられていました。そこで毎年度テーマを設定し、研修およびグループワークを通じて理解の促進と連携関係の強化、さらに課題の共有を図ってきました。 ・　令和６年度は「就労」をテーマに、公立甲賀病院の協力を得て医療機関内で研修を実施しました。交通事故により受傷された当事者に思いを語っていただき、就労支援の実際、医療と福祉の連携課題、地域の障害児者支援について多職種で共有することができました。また、障害福祉分野の参加が多かったことから、自立支援協議会等の障害領域の視点が深まりました。地域の公立拠点医療機関における初めての協働研修として、福祉関係者だけでなく複数のリハビリ専門職や医師の参加があり、医療との連携基盤形成に寄与しました。 ・　令和７年度は「高次脳機能障害者の居場所」をテーマに、事例を通じて特性理解や家族状況を共有しました。介護保険分野の参加が多く、生活支援の視点が強化されました。医療機関での実施は継続しており、医療との横のつながりは確実に構築されつつあります。また、障害福祉（相談支援・サービス提供事業所）および介護保険分野（ケアマネジャー）を対象にアンケート調査を実施し、支援の実態や「連携」に関するニーズを把握しました。 ・　令和８年度は「中等度の高次脳機能障害のある方」をテーマに研修を予定しています。家族支援や社会参加支援を中心に、三分野が共通理解を深めることで支援の標準化と連携の具体化を目指します。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
・　現行計画に掲げられた目標のうち、特に医療との連携については大きな進展がみられました。令和６年度より研修会場を公立甲賀病院に移したことで医療職の参加が安定し、医療機関との横のつながりが確実に構築されつつあります。とりわけ、医師・看護師・リハビリ専門職が継続的に研修へ参加し、支援に必要な医学的知見を共有できる環境が整った点は、計画の重要な成果です。 ・　年度ごとに「就労」「居場所」「中等度の高次脳機能障害のある方」と段階的なテーマを設定したことで、支援者の理解が体系的に深まり、高次脳機能障害を多角的に捉える視点が育まれました。特に令和７年度の事例検討では、特性理解や家族状況の把握が進み、生活支援の課題を多職種で共有する場として機能しました。 ・　介護・障害の両分野を対象に実施したアンケートにより、支援の実態や連携ニーズを把握することができました。これにより、現行計画の「地域の支援状況の把握」という項目は達成され、次期計画の基礎資料として活用できるデータが整備されました。 ・　以上のように、医療連携の強化、体系的な研修の実施、支援実態の把握など、現行計画の主要項目について一定の成果が確認できています。
できていないこと・達成できていないこと
・　令和６年度は障害福祉分野、令和７年度は介護保険分野の参加が多く、結果として分野間の理解が均等に深まらず、計画が目指す「三分野（医療・介護・障害）の協働体制の構築」には至っていません。医療職の参加は安定しているものの、介護・障害との横断的な連携は限定的であり、三者が同じ視点で課題を共有する機会が不足していました。また、研修を通じて地域の課題は明確になったものの、居場所づくりや就労支援など地域資源の不足に対する具体的な改善策の提示や、新たな資源創出には結びついていません。特に生活支援においては、家族負担の軽減や日中活動の場の確保など、地域として解決すべき課題が残されたままです。 ・　令和７年度に実施したアンケート調査で把握した支援実態や連携ニーズについて、現行計画の中で十分に活用しきれていない状況があります。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について
次期計画では三分野協働の強化、地域資源の整備、連携施策の具体化を柱として、高次脳機能障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築を推進することを提言します。

□　介護支援専門員・相談支援専門員・医療機関の連携強化

・　高次脳機能障害のある方は、認知機能の変動や行動面の課題が生活全体に影響しやすく介護保険と障害福祉の双方を継続的に利用する必要が生じます。そこで、介護支援専門員と相談支援専門員が制度の枠を越えて連携し、共同アセスメントや情報共有を行うダブルケアマネ体制を構築することで、生活の安定、家族負担の軽減、個別性に配慮した支援につながると考えられます。

・　令和７年度に実施したアンケート調査で得られた支援実態や「連携」に関するニーズを計画に反映し、実効性のある連携施策を構築することが重要です。調査結果を基に、相談支援専門員・介護支援専門員・医療機関が連携しやすい情報共有の仕組みや、支援の標準化を検討すべきです。

□　居場所・日中活動の場の整備

・　地域資源の不足が継続的な課題となっており、特に中等度の特性を持つ方は既存サービスの狭間に置かれやすく、生活支援・家族支援の両面で新たな資源創出が不可欠です。医療・介護・障害の三分野が共同で地域資源の不足を整理し、行政と連携して具体的な整備方針を示すことが望まれます。

９　子どもの支援連絡会

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
□　児童発達支援センターとの連携強化 ・　令和 6 年度から児童発達支援センターとの情報共有を重点的に進めてきました。令和 7 年度には、両市の児童発達支援センターによる研修会を実施し、未就学期に行われている療育内容や支援方法について理解を深める機会となりました。これにより、就学後の支援への円滑な引継ぎを意識した連携体制の構築につながっています。 □　ここあいパスポートの普及・活用促進 ・　継続的に活用方法を協議し、児童発達支援センターや行政との意見交換を重ねてきました。その結果、契約時にサポートブックやここあいパスポートを持参する保護者が増加するなど、支援情報を引き継ぐためのツールとして徐々に認知が広がっています。 □　教育機関との連携推進 ・　三雲養護学校との意見交換を実施し、送迎時の安全確保や児童理解、連絡シートの活用等について協議を行いました。教育と福祉がそれぞれの役割を共有しながら支援を行うための関係づくりが進み、連携の強化につながっています。 □　地域課題の明確化 ・　事業所の受け皿不足、定員超過や送迎体制の課題、学校との情報共有体制、相談支援専門員不足によるセルフプランの増加、未就学期から学齢期への支援の引継ぎなど、地域に共通する課題を整理することができました。特に近年は、多くの事業所において定員超過やキャンセル待ちの状況が続いており、利用ニーズに対してサービス資源が十分に確保できていない現状が明らかとなっています。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
・　令和 7 年度には、既存の 4 法人による新規事業所の開設（うち 1 事業所は重心児対応）に加え、新規法人 1 法人の参入があり、湖南市内で 3 か所、甲賀市内で 2 か所の事業所が増加しました。これにより、湖南市においては一定の改善が見られました。 ・　令和 7 年度からは両市の児童発達支援センターが連絡会に参画されたことで、情報共有がより円滑に行えるようになりました。また、令和８年度には湖南市児童発達支援センターの相談支援事業所の対象が 18 歳までに拡大されたことから、今後は連携や情報共有がさらに円滑に進むことが期待されます。
できていないこと・達成できていないこと
・　両市とも放課後等デイサービス事業所数は増えているものの、需要に対して供給が追い付いていないのが現状です（特に甲賀市）。定員超過やキャンセル待ちが発生しており、希望する曜日や利用日数でサービスを利用できない児童が見られます。 ・　重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいのある児童など、専門的な支援を必要とする子どもへの対応についても、人材確保や専門職の配置が難しく、十分な支援体制が整っているとは言えない状況です。 ・　相談支援専門員の不足によりセルフプランを利用している児童が多く、複数の事業所を利用している場合には、調整役となる機関や人材が不足することで保護者や事業所に負担が偏ったりする状況が生じています。 ・　未就学期から学齢期、学齢期から卒業後への支援の引継ぎについても、地域全体の仕組みとして十分に定着しているとは言えません。「ここあいパスポート」等の支援ツールは整備されていますが、その活用状況は保護者によって差があると感じています。子どもの成長や環境の変化に応じて必要な支援内容を継続的に見直し、次の支援機関へ確実につなげていく体制づくりが今後の課題となっています。 ・　放課後等デイサービスや相談支援の利用ニーズが年々増加している一方で、事業所数や職員数、専門職の確保が十分に追いついていない現状があります。また、共働き家庭の増加、不登校や発達特性のある児童への対応、医療的ケア児や重症心身障がい児への支援ニーズの高まりなど、新たな地域課題や支援ニーズが地域の支援体制に大きな影響を与えています。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

□　切れ目のない支援体制の構築

・　未就学期から学齢期、卒業後、成人期まで継続して支援情報を引き継ぐ仕組みの整備を進めていただきたいと考えます。また、児童発達支援センター、学校、放課後等デイサービス、相談支援事業所等が共通して活用できる支援ツール（ここあいパスポート等）の普及と運用体制を整備し、ライフステージの変化によって支援が途切れない地域づくりを推進していただきたいと考えます。

□　児童発達支援センターを中心とした地域支援機能の強化

・　児童発達支援センターが地域のスーパーバイザーとして、放課後等デイサービスや学校等への助言・支援を行う体制の充実を図っていただきたいと考えます。

・　未就学期から学齢期への移行支援や困難ケースへの支援について、児童発達支援センターの専門性を活かし、地域全体の支援力向上につなげていただきたいと考えます。

□　放課後等デイサービス等の受け皿確保

・　近年、放課後等デイサービスの利用希望者は増加傾向にあり、特に長期休暇中や重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障害児等への対応において受け皿不足が顕著となっています。地域ニーズを継続的に把握するとともに、障がい児支援資源の確保に向けた施策を推進していただきたいと考えます。

□　相談支援体制の充実

・　相談支援専門員の不足によりセルフプラン利用者が増加しており、サービス調整や支援方針の共有が十分に行えない状況があります。障がい児相談支援の充実に向けて、相談支援専門員の確保・育成を進めるとともに、複数の関係機関が連携して支援できる体制の整備を推進していただきたいと考えます。

□　進路・就労体験機会の充実

・　中高生期から卒業後の生活を見据えた進路体験や就労体験の機会を充実していただきたいと考えます。福祉事業所や企業との連携を進め、本人や家族が将来の生活を具体的にイメージできる機会を増やすことで、円滑な進路移行につなげていただきたいと考えます。

□　人材確保・人材育成の推進

・　障がい児支援に関わる専門人材の確保は、地域全体における重要な課題となっています。放課後等デイサービスでは、保育士資格を求める事業所も多いため、「湖南市・甲賀市合同保育士等就職フェア」や湖南市が開催している「保育のおしごと、合同就職フェア」などに放課後等デイサービスの事業所が参加出来るような仕組み作りをしてもらうことで人材確保の一翼を担えるのではないかと考えます。

□　外国人家庭への支援体制の充実

・　近年、外国にルーツのある児童の利用が増加しており、日本語でのコミュニケーションが難しい、または制度や支援内容の理解が十分にできない保護者への対応が課題となっています。契約時やモニタリング、関係機関とのケース会議等において、必要に応じて行政の通訳職員の方にフォローして頂けるような仕組みがあれば大変助かります。これにより、言語や文化の違いによる情報格差を軽減し、すべての子どもと家庭が必要な支援を受けられる環境づくりにつなげていただきたいと考えます。

10 地域生活支援拠点等事業運営委員会

この 3 年間(令和6年度～令和8年度)の各会の主な取り組みや成果について
本委員会では、甲賀圏域における地域生活支援拠点の整備・充実を目指し、4つの機能(相談、緊急対応、体験の機会、人材育成)を軸とした面的整備型の運営を推進してきました。 □ 緊急対応および体験ケースの事後検証による課題の可視化 ・ 拠点マネジャーが中心となり、行政、計画相談、サービス提供事業所と連携し緊急・体験対応を行ってきました。主たる介護者の急病や急逝に伴う緊急時の短期入所等の調整、一人暮らしやグループホーム移行を見据えた宿泊体験など、そのプロセスを事後検証することで、既存サービスの限界や制度の隙間が浮き彫りになりました。 □ 拠点運営の手引き(ガイドライン)の改定 ・ 現場での対応事例の蓄積に基づき、令和 6 年度の報酬改定も反映させた「拠点等事業運営の手引き(第 2 版)」を改定し、地域独自の共通ルールとして整備しました。 □ 「地域体制強化共同支援加算」の運用開始と地域課題の共有 ・ 計画相談支援における加算の運用を試行し、相談支援事業ネットワーク部会と連携して事例検討を実施しました。これにより、個別ケースから抽出された「高次脳機能障害者への専門的支援の不足」や「独居での地域生活継続の困難さ」といった地域課題を、サービス調整会議全体で共有する仕組みが前進しました。 □ 次世代を担う福祉人材の育成(人材育成プロジェクト) ・ 圏域の若手従事者を中心としたプロジェクトチームを結成し、大学でのプレゼンや寸劇を通じて、学生に甲賀地域の福祉の魅力を発信する活動を展開しました。これは単なる人材確保に留まらず、若手職員が地域課題を自らのこととして捉え、横の繋がりを構築する貴重な機会となりました。

現行計画の評価とその理由
できていること・達成できていること
□ 面的整備型拠点の体制維持と機能強化 ・ 4 つの委託相談支援事業所に拠点マネジャーを配置し、特定の 1 事業所に負担を集中させず、地域全体で支え合う「面的整備型」の枠組みは安定して運用されています。拠点マネジャー会議や運営委員会が定期的に開催され、行政と現場が密に連携して事例検討を行う土壌が定着しています。 ・ 24 時間・365 日の緊急連絡体制が整備され、家族の急病や本人の不穏時における初動対応実績に積み上げが見られます。市単独事業である緊急時地域支援員派遣事業等の活用により、既存の介護給付費ではカバーできない時間外や非定型の支援に対し人的補償が可能となったことが要因と言えます。 □ 福祉人材の確保・定着 ・ 甲賀圏域の喫緊の課題である福祉人材の確保・育成について、人材育成プロジェクトを通じて法人を超えた若手職員の交流が生まれました。これは、新たな人材発掘や離職防止に繋がる重要な成果です。
できていないこと・達成できていないこと
□ 緊急時受入先が不足しています。 ・ 緊急時の受け入れ要請に対し、既存の短期入所事業所が常に満床、あるいは医療的ケアや強度行動障害などによりマンツーマン対応が必要として受入困難となるケースが頻発しています。圏域内の短期入所の受け入れ枠が不足しており代替手段が見つからないといった脆弱な状況にあります。 □ 体験利用事業の利用実績の低迷 ・ 親亡き後を見据えた体験利用を推奨しているものの実績は低調です。宿泊を伴う体験は本人・家族双方に心理的ハードルが高く希望はあっても利用には至らない、また身体障害者が利用できるバリアフリーな体験の場が圏域内に極め

て少ないというハード面の課題も浮き彫りになっており、施設入所者等の地域移行や自立を阻害する要因にもなっています。

□　緊急時対応の実績件数と現場ニーズの乖離

・　市単独事業の実績件数は低水準に留まっています。登録事業所からの依頼が少ないこと、委託相談支援と拠点事業の業務の線引きが難しく実績に反映されにくいこと、申請手続きの負担感、などが実績の伸びを阻害している理由だと考えられます。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

□　緊急時および体験時における「場所」の提供への適正評価

・　グループホーム等の空き室を緊急受け入れやアセスメント目的の体験に提供した場合、人的支援とは別に「場所」に対する評価を行い、登録事業所のインセンティブを高め、受け入れしやすくなる体制を構築してください。

□　強度行動障害および医療的ケア児・者への専門的支援体制の構築

・　圏域外の資源に頼らざるを得ない現状を打破するため、マンツーマン対応が必要な重度障がい者を受け止める事業所に対し市独自の設備整備支援等を重点化してください。また、専門的なアセスメント機能を強化し、受入事業所側の負担を軽減する仕組みづくりを進めてください。

□　居住支援を軸とした多機関連携の強化

・　身体障害者が地域で暮らすためのバリアフリー物件の確保は障害福祉分野だけでは解決できません。住宅担当部局や公営住宅、民間不動産業者と連携し、体験利用や緊急避難に活用できる居住サポート事業の柔軟な運用や、空き家活用の仕組みを構築してください。

□　「緊急時に備える体験」の普及と早期アセスメントの実施

・　生活移行時だけでなく、「いざという時に短期入所を使えるようにしておく」ための事前体験を推奨し、支給決定を伴わない日帰り利用や短時間の体験でも拠点事業の対象となることを明記し、本人・家族の経験値を上げる予防的な支援が行えるように進めてください。

□　福祉人材確保・育成に関する事業化

・　これまで県事業や単発で行われてきた人材育成プロジェクトを二市共同の継続事業として位置づけ、学生向けインターンシップ等の仕組みづくりを進めてください。

１１　行動障がい支援検討会

この 3 年間（令和６年度～令和８年度）の各会の主な取り組みや成果について
当検討会は、１．ライフステージ移行の際のスムーズな連携の仕組みづくり、２．支援者のための研修を企画し支援者の質の向上を図る、３．圏域における行動障がいのある人が安心して暮らせる方法の検討と課題共有、についてを取り組みとして活動しています。 ・　発達支援課（甲賀市）との意見交換を行い、療育から養護学校へ上がるときの情報伝達やその後のフォローが途切れがちになることなど課題を共有しました。特に就学前の児童発達支援で支援度が高いと評価された児童について、就学後も１年単位でケース会議を行い、第三者を含めた評価を実施することで行動障害に移行しないよう療育の視点を持った教育、一貫性のある支援の視点が必要だという共通認識をもつことができました。そこで、福祉と教育との連携として意図的に養護学校での研修会の開催や当検討会へ出席をしていただき、互いの状況を知る機会を作りました。現状を知ることで、今後、協議の場の定期化や仕組みづくりに進めていける土台ができつつあります。 ・　継続して研修を開催し、参加者も年々増加して、圏域での関心が確実に高まっています。行動障害が強化されないためには児童期において障害特性の理解を前提にアセスメントした内容から、適切な支援を提供することがポイントであるという事の理解が進み、放課後等デイサービス事業所の職員の参加が増加し、それぞれの事業所において実践につなげておられます。また、成人期の方では、年に 2～３件、検討会に直接ケースの相談があり、実際のケース会議へ出席した例もありました。支援現場での OJT、コンサルテーションの必要性が今まで以上に高まっています。 ・　行動点数の高い方はサービスの利用において、物理的な面、人員面で断られる現状や行動援護を利用しながら、ショートステイで受け止めた例など、課題共有を行いました。緊急時の対応については、独自の補助や既存の制度の柔軟な活用、刺激の少ない場所の確保・準備が必要です。

現行計画の評価とその理由
できていること･達成できていること
・　全体的に地域生活支援拠点等事業が整備され、緊急時などの対応の仕組みができつつあることは、強度行動障がいのある人の地域での暮らしにも安心を与えるものとなっています。
できていないこと･達成できていないこと
・　圏域内で日中活動先が見つからず、他圏域の事業所を進路先として選ぶ事例があります。既存の事業所はすでに事業所努力によって支援度の高い方を受け続けていることと、現状の利用者支援においても職員を複数配置や活動場所の確保に工夫するなどしていて、支援度の高い方の新規の受け入れが難しい状況にあります。また、福祉業界の全体的な担い手不足により事業所を維持していくための人的面での危うさもあると考えられます。そのためにも、ますます早期からの適切な介入で行動障がいの状態にならないようにすることが重要視されなければいけないと思います。
次期､障害福祉計画等に対する提言内容について
・　行動障がいの状態にならないことを意識して、障がい特性や周囲の環境要因からリスクがありそうな対象者には、学齢期より関係機関、外部機関との定期的なモニタリングが必要です。トライアングルエフェクトの考え方を参考にしながら、行政、教育機関と福祉が組織の垣根を越えて一体となって取り組むことが必要です。 ・　圏域の社会資源の状況を考えると、早期の適切な支援介入や定期的なモニタリング等、適切なコンサルテーションができる専門的な知識をもつ人材が圏域に必要です。コンサルテーションは制度的に整いつつある面もありますが、より身近に、継続的に行われるように、既存の枠にとらわれない方法で検討する必要があります。研修もより実践的なカリキュラムを圏域で開催し、適切に支援ができる人材を増やす必要があります。 ・　既に強度行動障害を呈している方の受入については、支援者による対応だけでなく、物理的環境の整備が必要なため、財政面での支援を検討していただければと思います。 ・　短期入所や緊急時の受け止めについて、支援度の高い行動障がいのある人ほど必要な時に利用できないといった困難な状況になります。刺激が少なく柔軟に使える場所（居室）等の提供や施設等においても行動援護を組み合わせた支援を柔軟に認めるなど制度の枠を越えた対応が必要です。

総 括

障害の重度化・高齢化、医療的ケアや強度行動障害への対応、家族支援、人材不足など、地域課題や支援ニーズは年々多様化・複雑化しており、従来の支援のあり方では十分な対応が難しくなっていることが、各部会等に共通する課題として示されています。また、住まい、就労、相談支援など個々のサービスを単体で充実させるだけでは限界があり、既存の公的制度や社会資源だけでは十分に支えきれない状況が生じています。

こうした状況を踏まえ、次期計画では現行計画を踏襲した施策の積み上げではなく、甲賀市・湖南市が目指す将来像を明確に描き、その実現に向けて必要な支援体制や社会資源のあり方を逆算して再構築する視点を基本的な考え方として位置付けることが必要であると考えます。特に、次の3つの視点を重視して計画策定されることを提言します。

1. 将来像を明確にしてください
 「計画期間の終了時点で甲賀地域が目指す姿」を計画の重点方針として明確にする。
2. 地域課題ごとに支援体制を再設計してください
 サービス種別ごとではなく、「重度化への対応」「地域生活の継続」「家族支援」などの横断的な地域課題を軸として支援体制を再構築する。
3. 計画期間中も見直しを続けてください
 障害者施策推進協議会やサービス調整会議等で定期的に検証し、社会状況の変化に応じて柔軟に支援体制や社会資源の見直しを行う。

サービス調整会議では令和8年度からの3か年計画の策定に当たり、3年後のあるべき姿から逆算して今取り組むべきことを考える「バックキャスト」の考え方を取り入れました。各部会等においても、目の前の課題への対応にとどまらず、「3年後に実現したい地域の姿」を見据え、「今、何を実践し、何を変えるべきか」という共通の視点を持って活動を進めています。こうしたサービス調整会議の取組みが次期障害福祉計画等にも反映され、相互に連動しながら施策が推進されることで、障害のある人やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けることができる甲賀地域の実現につながることを期待します。